

I 平成20年度街路事業関係予算概算要求のポイント

1. 総合的な都市交通の戦略に基づく施策の推進

(1) 都市・地域総合交通戦略の推進

都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある将来像を実現するため、都市・地域総合交通戦略の策定とそれに基づく徒歩、自転車、自動車、公共交通などのモード間連携や交通結節点の整備などの施策を総合的・重点的に支援します。

① 都市・地域総合交通戦略の策定に対する支援

地方公共団体が中心となり道路管理者、警察、公共交通事業者、地元団体などの関係者で構成する協議会等において総合的な交通のあり方や必要なハード・ソフトの施策及びそれらの実施プログラム等を内容とする都市・地域総合交通戦略を策定することを支援します。

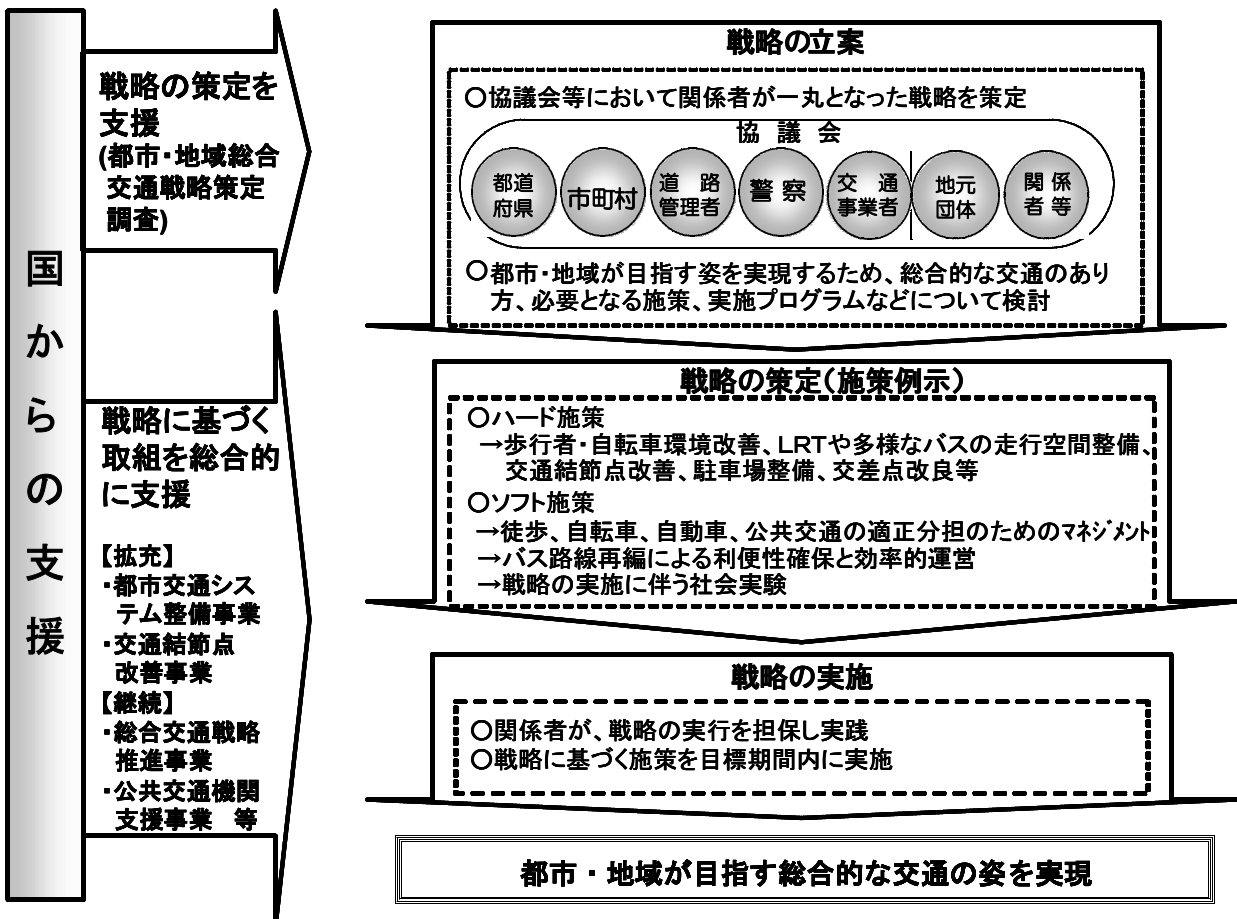
◇ 総合的な都市交通の戦略に基づく施策の推進のイメージ ◇

〔戦略の目的例〕

- ・都市圏の安全で円滑な交通の実現
- ・中心市街地活性化
- ・安全で安心なまちづくり

〔施策の例〕

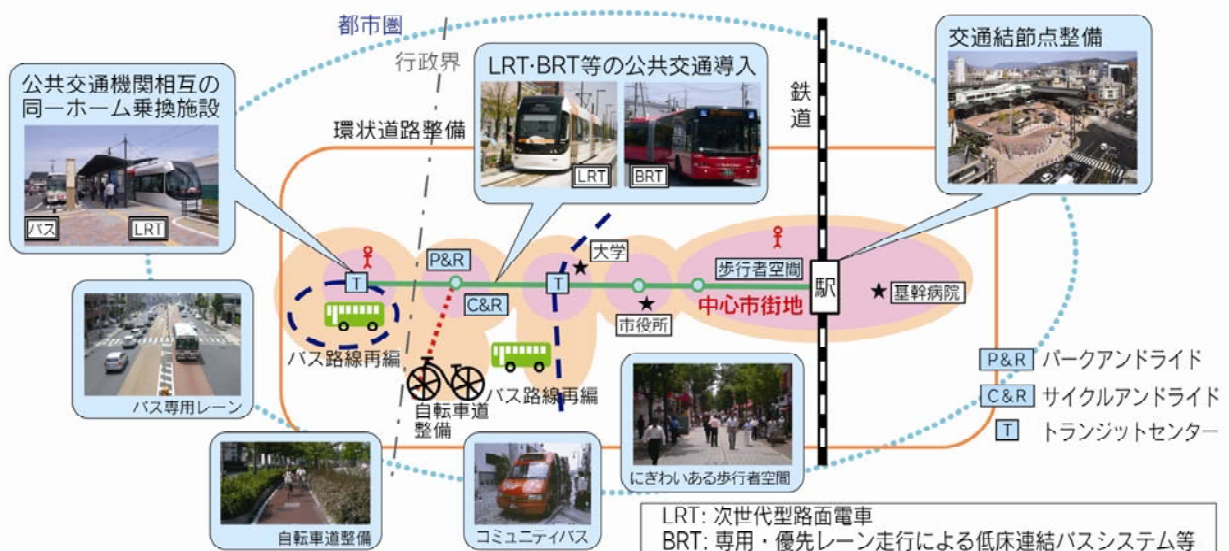
- ・基幹的な公共交通機関を軸としたまちづくり
- ・まちなかへのアクセス改善と魅力的な歩行者空間の創出
- ・歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり等



②都市・地域総合交通戦略に基づく事業に対する支援

戦略に位置付けられた歩行者・自転車のための空間や公共交通、交通結節点など都市交通システム全体に対して、都市交通システム整備事業、総合交通戦略推進事業、LRT総合整備事業等により、総合的かつ重点的な支援を実施します。

◇総合的な交通連携の施策・事業の展開イメージ◇



- 基幹的な公共交通を導入し、中心市街地や集約拠点相互を連絡
- 交通結節点からアクセスするフィーダーバス、コミュニティバス等のバス網を整備
- 各交通モード間の連携を促進するため、P&R、C&R等の駐車場や駐輪施設を整備

**徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られ、
交通円滑化、利便性向上、モビリティの確保を実現**

○都市交通システム整備事業の拡充

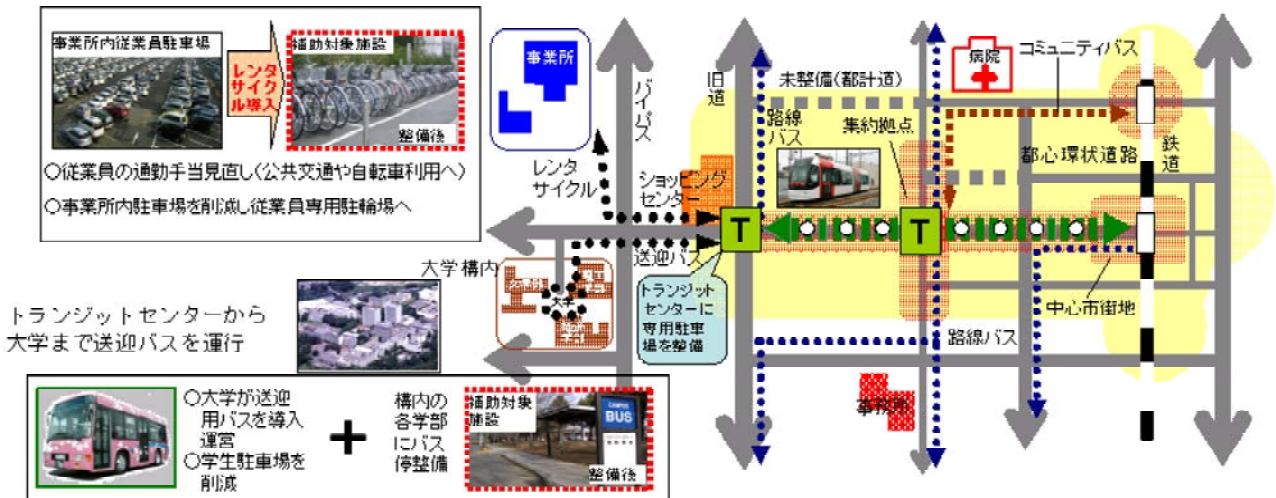
- ・総合的な都市交通の戦略や法律に基づく明確な政策目的を持った計画に基づいて実施される徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備に対して支援
- ・総合的な都市交通の戦略を更に推進するために、都市交通システム整備事業を拡充し、次頁の取組に関する補助制度を追加

[戦略的なモビリティ・マネジメント]

L R T・バス等公共交通の導入整備、歩行者・自転車の環境整備、交通結節点整備など、戦略に位置付けられた事業と一体となって、自家用車利用から徒歩・自転車、公共交通機関の利用へと交通行動を転換させ、転換した行動を後戻りさせない取組を総合的に支援するため、交通行動の転換に資する施設等を補助対象に追加 **新規**

◇官民協働による戦略的なモビリティ・マネジメントのイメージ◇

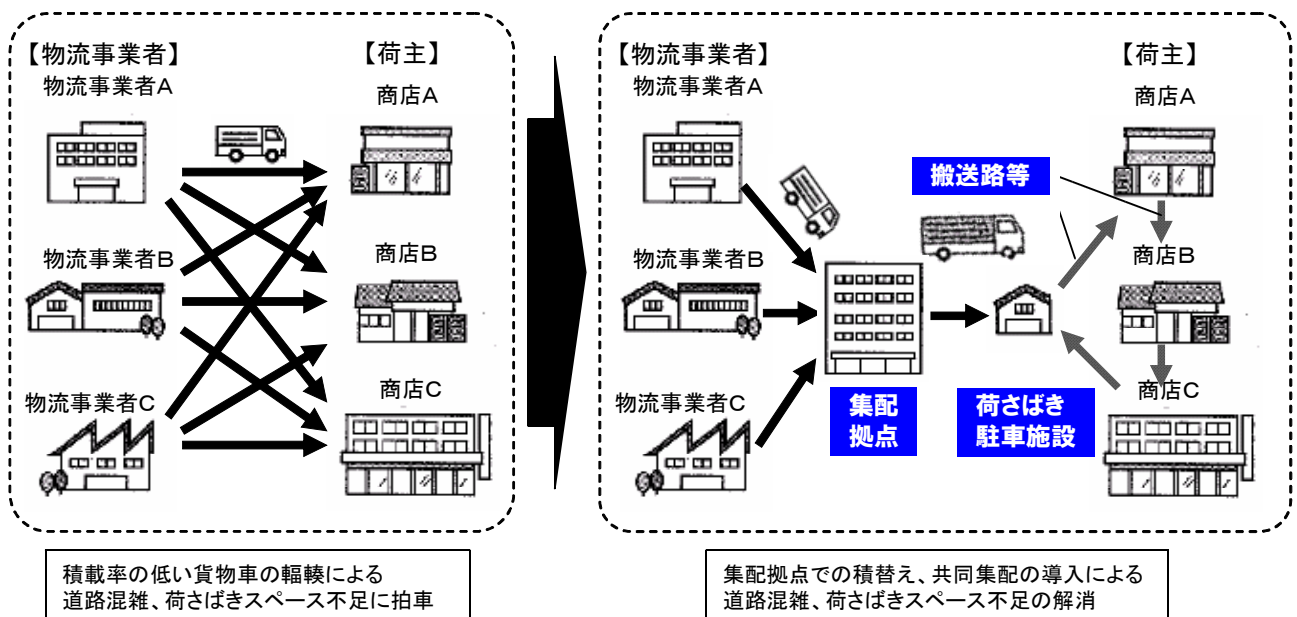
事業所への自家用車通勤を公共交通+自転車通勤へ転換



[効率的な都市内物流システムの構築]

非効率な集配や都市内における荷捌きスペースの不足により生じる問題を解消するために、民間事業者を含めた総合的な都市交通の戦略等に基づく、集配拠点、荷捌き駐車施設、搬送路等からなる都市内物流システムの構築に必要となる施設を補助対象に追加 **新規**

◇効率的な都市内物流システムの整備のイメージ◇



(2) 地球環境の保全等に資する都市交通システム等の整備

地球環境の保全や歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するためには、徒歩・自転車による快適な移動環境を確保するとともに、自動車、公共交通を含めた適正な分担による円滑な交通体系の構築が必要なことから、民間事業者を含めて、総合的な都市交通の戦略等に基づく都市の交通システムの整備等を支援します。また、交通結節点等において道路緑化を推進します。

①地球環境等への保全への対応

京都議定書におけるCO₂排出量の削減目標を達成するために、公民協働による省CO₂型のまちづくりの推進が必要不可欠です。そこで、各種補助制度を拡充し、民間事業者も含めた環境負荷の軽減を目的とした整備・取組に対して支援します。

○先導型都市環境形成総合支援事業（仮称）の創設

公民が一体となった包括的な都市環境対策を強力に支援するため、先導的都市環境形成総合支援事業（仮称）を創設

この一環として、エコまちネットワーク整備事業、都市交通システム整備事業を以下のように拡充

◇先導型都市環境形成総合支援事業（仮称）のイメージ◇



○エコまちネットワーク整備事業の拡充

- ・民間の取組に対する支援を含め、地区要件の緩和、補助対象施設の拡充（熱導管の整備、熱供給プラントの整備・更新、建物側エネルギー受入施設の整備）の特例を措置 **新規**

○都市交通システム整備事業の拡充

- ・CO₂排出量削減を目的とした計画に基づき地方公共団体等と協定を締結した民間事業者への直接補助
- ・地区要件に先導型都市環境形成総合支援事業（仮称）対象区域を追加する特例を措置 **新規**

②歴史的環境の保全及び整備によるまちづくりの推進

歴史・文化を活かしたまちづくりに対する支援を強化するため、都市交通システム整備事業を拡充し、安全・快適な歩行者等の移動環境の確保に資する駐車場等の交通システムの整備を推進します。

○歴史的環境保全整備計画（仮称）に基づく都市交通システム整備事業の拡充

- ・ 地区要件に国の認定を受けた歴史的環境保全整備計画（仮称）の区域を追加
- ・ 当該地区においては、民間事業者への直接補助
- ・ 補助対象に良好な歴史資産の保全に資する駐車場などの移設等を補助対象に追加 **新規**

◇歴史的環境の保全及び整備によるまちづくりのイメージ◇



2. 踏切対策のスピードアップ

「開かずの踏切」等の踏切は、交通渋滞や悲惨な踏切事故等の要因となっていることから、その対策が急務となっています。

このため、平成19年4月に公表した踏切交通実態総点検の結果を踏まえ、改正踏切道改良促進法に基づき、対策を義務化する踏切を積極的に指定するとともに、歩道拡幅等の「速効対策」と連続立体交差事業等の「抜本対策」の両輪により、重点的な踏切対策を推進します。

[速効対策]

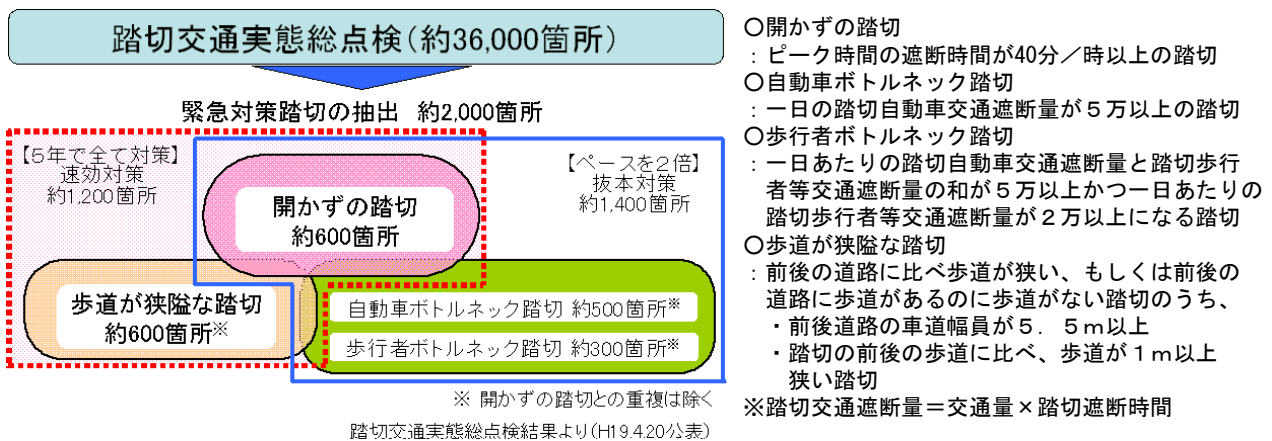
速効対策の対象踏切（約1,200箇所）について、5年間で全てを対策

- 歩道拡幅等の速効対策を推進
- 踏切遮断時間の短縮を図るための踏切システムの高度化を検討

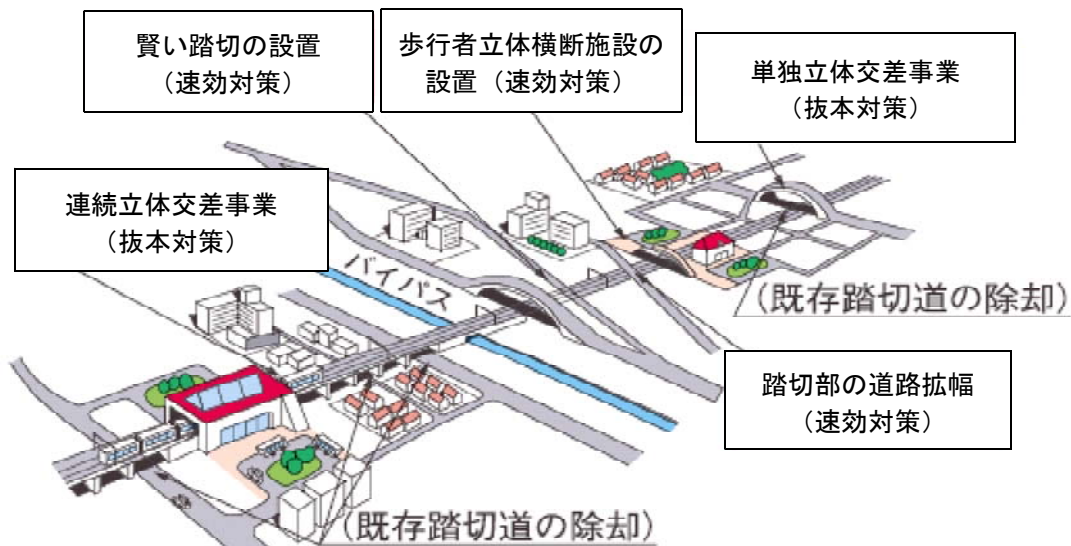
[抜本対策]

抜本対策の対象踏切（約1,400箇所）について、除却ペースを2倍にスピードアップ

- 無利子貸付制度や立替施行制度の活用や、市区が施行する連続立体交差事業における地方債充当率の引上げ等も図り、抜本対策を強力に推進 **新規**



◇踏切対策イメージ図◇



3. 駐車対策の推進

改正道路交通法の施行に伴い高まる駐車需要に対応するため、駐車場整備を図るとともに、満空情報の提供等による既存駐車場の利用促進により、駐車対策を一層推進します。特に短時間駐車を行う貨物車に対しては、関係者と連携した荷捌きスペースの整備を推進するとともに、集配拠点等を含めた都市内物流システムの整備に対する支援を拡充します。また、整備が遅れている自動二輪車の駐車対策を実施します。さらに、交通結節点近傍の自転車駐車場の整備に対する支援を拡充します。

○荷捌き駐車施設整備の推進

- ・街路事業により、関係者と連携した路上荷捌き駐車スペースの整備を推進



地元商店街、交通管理者等と連携した荷捌きスペースの整備例
（郡山駅^{こうたんぼら}庚 垣原線(福島県郡山市)）

○都市内物流システムの整備に対する支援拡充

- ・都市交通システム整備事業に集配拠点、荷捌き駐車施設、搬送路等からなる都市内物流システムの整備に対して支援を拡充 **新規**

○自動二輪車駐車システム導入促進

- ・都市内の自動二輪車駐車対策のため、自動二輪車に対応した機械式駐車場の構造、機械、設備の駐車システムの技術開発を民間と共同して実施

○駐車場案内システムの整備の推進

- ・駐車場の位置、満空状況等の情報を提供する駐車場案内システムの整備及び高度化への支援

○自転車駐車場整備に対する支援拡充

- ・交通結節点改善事業に交通結節点近傍の道路区域外で行う自転車駐車場の整備に対する支援（民間間接補助を含む）を拡充 **新規**

4. 安全で安心な市街地の形成に資する街路整備

地震時に大きな被害（特に大火）が生じる可能性の高い重点密集市街地について、災害時の被害を軽減するため、防災環境軸の核となる都市計画道路整備に対する重点的な支援等を実施します。また、地震防災対策の強化や早期実施、被災地における早期復興を進めるため、都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備）を拡充します。

○重点密集市街地（全国約8,000ha）内の「防災環境軸」の核となる都市計画道路の重点的支援

- ・「防災環境軸」の核となる都市計画道路のうち、防災上緊急に整備する路線として、

- ① 完了期間 及び
- ② 防災機能概成期間（5年以内）

を宣言した路線（「完了期間宣言防災路線」）について、宣言どおりの整備が達成されるよう重点的に支援

※防災環境軸

道路等の防災公共施設及び沿道建築物が一体となり、避難・延焼遮断機能を持つ都市の骨格軸のこと

※防災機能概成

用地買収と沿道の建替が相当進み、防災環境軸が形成された場合に発揮する防災機能（避難、延焼遮断）の相当程度の発現が期待できる状態のこと

○都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備）の拡充

- ・地震防災対策を強化するため、D I D地区を事業対象地域に追加するとともに、地方公共団体と災害時協定等を締結した民間に対して支援を拡充
- ・地震対策の早期実施を推進するため、市町村が策定した「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に基づき実施される避難路・緊急輸送道路の整備等に対して重点的に支援するとともに、沿道工作物の除却等への支援を拡充
- ・大規模な災害の被災地における復旧・復興に合わせて、地元住民の意見も十分に反映して策定した「復興まちづくり事業計画」に基づき、まち全体の復興のためのまちづくりに対して行われる地区公共施設の整備に支援するとともに、まちの活性化につながる施設の高質化について支援を拡充 **新規**

現行制度	拡充内容
<p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ・三大都市圏の既成市街地 ・政令市 ・都道府県庁所在地 ・重点密集市街地を含む市町村 	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DID区域 ・被災地
<p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地、広場、 防災まちづくり拠点など の地区公共施設の整備 	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 【地震対策の早期実施が必要な場合】※1 ・沿道工作物の除去 【被災地における復旧・復興の場合】※2 ・まちの活性化につながる施設の高質化
<p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村（特別区含む）、 防災街区整備推進機構（間接補助） 	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間（間接補助）

※1 地震に強い都市づくり推進5箇年計画（仮称）に基づく場合

※2 復興まちづくり事業計画（仮称）に基づく場合